

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成22年7月17日から同年9月16日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び西部総合事務所県民局（米子市糺町一丁目160）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成22年9月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社S C鳥取 米子市久米町253-1 代表取締役 塚野真樹
- 2 大規模集客施設の名称  
（仮称）安倍山スポーツパーク
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
米子市安倍1-1
- 4 大規模集客施設の用途  
観覧場
- 5 大規模集客施設の総床面積  
3,530平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成22年10月25日